

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上三川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上三川町地域

(1) 現況

本地域は、広大な関東平野の北部にあり、鬼怒川、田川、江川流域に広がる水田を主とした地域である。すでに大部分は基盤整備が完了しているが、多くの水路はコンクリートで護岸されているため、生態系に配慮した水路の改善・整備が課題である。また、近年、地球温暖化防止や生物多様性保全が求められていることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（多面的機能支払）を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払）も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、生物多様性の保全を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---------------------------------------|
| ① | 上三川町全域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業 |
| ② | | |
| ③ | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県、市町、農業団体等の関係者による推進組織に参画し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行う。